# 医科点数表第2章第10部手術の通則の5 (歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)及び6に掲げる手術

期間 : 令和5年1月~令和5年12月

## 院内掲示をする手術等

	ア	頭蓋内腫瘤摘出手術	0	件	エ	肺悪性腫瘍手術等	0	件
	ノ	黄斑下手術等	0	件	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	件
Γ	ウ	鼓室形成手術等	0	件				

### ・ 区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	0	件	オ	角膜移植術	0	件
1	水頭症手術等	0	件	カ	肝切除術等	0	件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	件	+	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	件
工	尿道形成手術等	0	件				

### ・ 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0	件	オ	内反足手術等	0	件
1	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	件	カ	食道切除再建術等	0	件
ウ	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	件	+	同種死体腎移植術等	0	件
エ	母指化手術等	0	件				

・ 区分4に分類される手術

0 件

### • その他の区分に分類される

人工関節置換術	68	件
乳児外科施設基準対象手術	0	件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	2	件
冠動脈、大動脈バイパス移植術 (人工心肺を使用しないものを含む。) 及び体外循環を要する手術	0	件
経皮的冠動脈形成術	0	件
急性心筋梗塞に対するもの	0	件
不安定狭心症に対するもの	0	件
その他のもの	0	件
経皮的冠動脈粥腫切除術	0	件
経皮的冠動脈ステント留置術	0	件
急性心筋梗塞に対するもの	0	件
不安定狭心症に対するもの	0	件
その他のもの	0	件